

平成 16 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

〔平成 15 年 8 月 1 日〕
閣 議 了 解

平成 16 年度予算については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定。以下「基本方針 2003」という。）を踏まえ、平成 15 年度に続き歳出改革の一層の推進を図ることとし、一般会計歳出及び一般歳出について実質的に平成 15 年度の水準以下に抑制することを目標に、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施する。また、国債発行額についても極力抑制する。

平成 16 年度予算の概算要求については、以上のような基本的考え方を踏まえ、具体的には下記により行うものとする。

なお、平成 15 年度予算の執行に当たっても、行政経費等既定経費の一部について、その執行を留保するものとする。

記

1. 各省庁は、各所管ごとに、以下の(1)①及び(2)②に規定する要望の上限額並びに(2)①イに規定する額の範囲内において、適正に積算を行い、要求・要望を行うものとする。

なお、下記の公共投資関係費及びその他の経費には、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」（昭和 62 年法律第 86 号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第 2 条第 1 項第 2 号、第 2 条の 2 第 1 項及び第 7 条第 6 項に該当する事業に関し、産業投資特別会計に対する償還又は繰戻しに伴う国の負担又は補助に要する経費を含まないものとする。

(1) 公共投資関係費

- ① 公共事業関係費及びその他施設費（以下「公共投資関係費」という。）に係る予算措置の総額については、前年度当初予算における公共投資関係費に相当する額に 100 分の 97 を乗じた額の範囲内に抑制する。

公共投資関係費に係る各省庁の要望については、各所管ごとに、前年度当初予算における公共投資関係費に相当する額に100分の97を乗じた額（以下(1)①において「要望基礎額」という。）を算出した上で、当該要望基礎額に100分の120を乗じた額を上限とする。

- ② なお、公共投資全般について、予算編成過程等において、
- イ 費用対効果分析等の客観的な評価に基づく採択の必要性の検証、再評価による継続事業の見直し等を一層徹底することにより、事業の厳格な選択を行う。
 - ロ 既存ストックの有効活用、事業間の連携の強化、民間委託や民間資金等活用事業（PFI）の積極的活用、執行段階における競争促進や単価の適正化、電子入札の拡大、集中投資による事業期間の短縮化等を図ることにより、事業の透明性を十分確保しつつ、コストの縮減を推進し、財政資金の一層効率的な使用による事業量の確保に努める。
 - ハ 国と地方の役割分担の明確化等の観点から、引き続き直轄事業及び補助事業の見直しを行う。
 - ニ 政策目的に照らし、公共事業から公共事業以外のより適切な政策手段へのシフトを図るなど、公共事業及び非公共事業の区分にとらわれない配分を行う。
 - ホ 地域間の予算配分が合理的なものとなるよう、社会資本の整備状況を踏まえて弾力的な配分を行う。
 - ヘ 公共事業関係の長期計画について、その重点を「事業量」から事業による「成果」へと転換するなどの見直しを行う。

(2) その他の経費

① 義務的経費

イ 以下の（i）ないし（v）及び（注）に掲げる経費（以下「義務的経費」という。）については、各所管ごとに、前年度当初予算における各経費の合計額に相当する額の範囲内において、要求するものとする。

ただし、人件費に係る平年度化等の増については、上記の額に加算することができる。

また、補充費途として指定されている経費等（年金、医療等

に係る経費に限る。)については、高齢化等に伴う増加等から各般にわたる制度・施策の見直しによる削減・合理化を図ることとし、その増(各所管計 6,900 億円)の範囲内において、上記の額に加算することができる。

なお、年金及び諸手当の物価スライドの特例措置(1.7%相当分)に要する経費の平成 16 年度における所要額の取扱いについては、物価、賃金、公務員給与の状況、年金改革における給付と負担の見直し、社会保障全般における給付と負担の状況等を総合的に勘案し、予算編成過程で検討するものとする。

- (i) 補充費途として指定されている経費
- (ii) 人件費
- (iii) 法令等により支出義務が定められた経費等の補充費途に準ずる経費
- (iv) 国家機関費(一般行政費を除く。)及び防衛関係費に係る国庫債務負担行為等予算額
- (v) 予備費及び産業投資特別会計へ繰入れに要する経費

(注)平成 16 年度の衆議院議員総選挙に必要な経費及び平成 16 年度の参議院議員通常選挙に必要な経費等の増減については、上記の金額に加減算する。

ロ 義務的経費については、制度の根元にまで踏み込んだ抜本の見直しを行い、歳出の抑制を図ることとする。

② 裁量的経費

その他の経費のうち、義務的経費を除く経費(以下「裁量的経費」という。)に係る予算措置の総額については、前年度当初予算における裁量的経費に相当する額(科学技術振興費に相当する額を除く。)に 100 分の 98 を乗じた額に、前年度当初予算における裁量的経費に相当する額のうち科学技術振興費に相当する額を加算した額を上限として縮減を図る。

なお、政府開発援助等に必要な経費については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」(平成 14 年 6 月 25 日閣議決定)と同様の考え方で対応することとし、その内容を厳しく精査するとともに戦略化・効率化を進める。

裁量的経費に係る各省庁の要望については、各所管ごとに、前年度当初予算における裁量的経費に相当する額（科学技術振興費に相当する額を除く。）に100分の98を乗じた額に、前年度当初予算における裁量的経費に相当する額のうち科学技術振興費に相当する額を加算した額（以下(2)②において「要望基礎額」という。）を算出した上で、当該要望基礎額に100分の120を乗じた額を上限とする。

(3) 各経費の重点化・効率化

「基本方針 2003」を踏まえ、従来にも増して、歳出全体の徹底した洗い直しを行い、制度・施策の抜本的な見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うとともに、予算配分の重点化・効率化を実施することにより、社会経済情勢の変化を踏まえ緊要と考えられる施策等に必要な経費の確保を図ることとする。

このため、上記の各経費の重点化・効率化に当たっては、「基本方針 2003」の第3部2(2)①「重点化の考え方」等を踏まえ、民間の潜在力を最大限引き出すための制度改革、規制改革等の施策と予算の組合せ（「政策群」）という手法を重視する。その際、原則として省庁横断的に対応するほか、より少ない財政負担で民間の投資を喚起するなど、民間のイニシアティブを引き出し、民間需要の誘発効果の顕著なものに特に重点を置くこととする。また、構造改革への具体的な取組みを促進するとともに、「活力ある社会・経済の実現に向けた重点4分野（①人間力の向上・発揮—教育・文化、科学技術、IT、②個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方、③公平で安心な高齢化社会・少子化対策、④循環型社会の構築・地球環境問題への対応）」への施策・事業の集中等を図ることとする。

各省庁の要求・要望に当たっては、上記のような重点化・効率化の考え方に真にふさわしい施策・事業に重点を置くこととする。なお、上記の「重点化の考え方」等を踏まえた施策等に係る要求・要望については、政策効果が最大限発現するよう、どのように施策等の絞込み（重点化・効率化）を図ったかについて明らかにすることとする。

2. なお、各省庁は、各所管ごとに、社会資本整備特別措置法第2条第

1 項第 2 号、第 2 条の 2 第 1 項及び第 7 条第 6 項に該当する事業に関し、産業投資特別会計に対する償還又は繰戻しに伴う国の負担又は補助に要する経費について、適正に積算を行い、要求するものとする。

3. 上記による要求・要望に当たっては、行政の効率化・簡素化を進め、財源を最大限有効に活用するとの観点から、近年の物価水準の動向、規格・仕様の見直しによる単価の縮減、予算執行の状況並びに決算の状況及び審査結果等を適切に反映するなど積算を適正に行うとともに、施策の優先順位の厳しい選択や制度・施策の根元にまで踏み込んだ見直しを行うなど、所管の予算を聖域なく抜本的に見直すこととする。

上記の観点を踏まえ、

(1) 要求・要望に当たっては、予算の目的・効果等を分かりやすく示すとの観点及び政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するためその精度の向上を図りつつ、評価結果を概算要求に適切に反映するとの観点から、「基本方針 2003」の第 3 部 2(2)①「重点化の考え方」等を踏まえた施策等について、その意図・目的、必要性、効率性、有効性等を明らかにすることとする。その際、各省庁は、当該施策等について、執行の結果を把握し、原則として、決算額を施策ごとに把握することとする。

また、「基本方針 2003」において、新しい予算編成プロセスの確立への取組みを強化する観点から試行的に導入することとされている「モデル事業」については、各省庁は、その趣旨を踏まえた事業について要求・要望を行うものとする。

(2) 定員及び機構については、時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして効率的な行政の実現を図るとの基本的考え方に立ち、「中央省庁等改革基本法」（平成 10 年法律第 103 号）、「行政改革大綱」（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）等を踏まえ、政府全体として、効率的な定員配置と定員の縮減をはじめ、行政組織の減量・効率化の一層の推進を図るため、その要求は従来にも増して厳選したものとする。

なお、独立行政法人及び特殊法人等の新設・改廃に係る要求につ

いては、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に係る措置を確実に要求に反映させるとともに、今年度で中期目標期間が終了する独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）を踏まえ、極力整理縮小する方向で行うものとする。

- (3) 特殊法人等向け財政支出については、各省庁は、「特殊法人等整理合理化計画」に係る措置を着実に実施するとともに、改めて特殊法人等向け財政支出を根底から洗い直して厳しく抑制することとし、その結果を平成16年度予算の要求・要望に反映させることとする。なお、その具体的な反映の状況を要求・要望に併せて示すこととする。

独立行政法人への運営費交付金等については、各省庁は、中期目標の策定等を通じ、独立行政法人における徹底した経費削減等をはじめ業務運営の一層の効率化等を強力に推進することとし、これを平成14年度の業務実績の厳格な評価のほか、組織・業務全般の見直しと併せて、平成16年度予算の要求・要望に反映させることとする。

公益法人への補助金・委託費等については、各省庁は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に係る措置を、平成16年度予算の要求・要望に確実に反映させることとする。

また、民間団体等に対し交付される補助金等については、各省庁は、官と民の役割分担の見直しによりその整理合理化を行うとともに、このうちいわゆる「その他補助金等」については、各所管ごとにその1割に相当する額を削減することとする。

- (4) 補助金等については、国と地方及び官と民の役割分担や行政のスリム化等の観点から、制度改革を含め既存の施策や事業そのものの徹底的な見直しをはじめ、聖域なく見直しを行い、その整理合理化を積極的に推進することとする。特に、地方公共団体に対し交付される国庫補助負担金については、「基本方針2003」における「国庫補助負担金等整理合理化方針」（以下「整理合理化方針」という。）を踏まえ、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ、「構造改革と経

済財政の中期展望」(平成 14 年 1 月 25 日閣議決定)の期間(当初策定時の期間で平成 18 年度までをいう。)において、概ね 4 兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行うこととする。

このため、

- ① 各省庁は、地方公共団体に対し交付される国庫補助負担金について、平成 16 年度予算から厳しく見直しを実施する。特に「整理合理化方針」における「重点項目」については、平成 15 年度予算における取組みの上に立って、平成 16 年度予算の中で「改革工程」に従った抜本的な見直しを着実にを行うこととし、可能なものについては平成 16 年度予算の要求・要望に反映させることとする。
- ② 地方公共団体に対し交付される補助金等のうち、国庫補助金であって公共投資関係費又は裁量的経費に区分されるものについては、予算編成過程において、前年度当初予算における額に対し、その 100 分の 5 に相当する額の削減を目指す。このため、各省庁の要望に当たっては、新規の補助金は厳に抑制するとともに、既存の補助金についても聖域なく見直しを行うこととし、前年度当初予算における額に相当する額を上回るものにあつては、その理由を示すこととする。
- ③ 各省庁は、「第 2 次地方分権推進計画」(平成 11 年 3 月 26 日閣議決定)等を踏まえ、地方の裁量を高める観点から、統合補助金の対象事業の一層の拡充を図ることとする。

(5) 地方公共団体の自主性を尊重し、地方公共団体が実施する事務・事業に対する国の関与を見直し、その廃止・縮減を図ることなどにより、財政資金の効率的使用を図る。また、地方公共団体の職員数の増加を伴う施策については、厳にこれを抑制する。

4. 地方財政については、平成 16 年度の地方財政計画について所要の地方財政措置を講ずるに当たり、「基本方針 2003」に沿って、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、地方財政計画計上人員、投資的経費、一般行政経費等の徹底した見直しを行うことにより地方財政計画の歳出規模を抑制するとともに、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方交付税総額を抑制する。

5. なお、「沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について」（平成 8 年 12 月 3 日閣議決定）に基づく沖縄関連の措置に係る経費、「平成 10 年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」（平成 10 年法律第 35 号）等に基づく厚生年金保険事業に係る国庫負担等、「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 12 年法律第 18 号）附則第 2 条に係る国庫負担、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 15 年法律第 8 号）に関連して少子化対策の施策につき国が負担することとする経費、「肉用子牛生産安定等特別措置法」（昭和 63 年法律第 98 号）に基づく交付金等及び「電波法」（昭和 25 年法律第 131 号）に基づく電波利用共益費用の平成 16 年度における取扱いについては、予算編成過程において検討するものとする。

6. 特別会計についても、歳出改革の推進を図ることとし、その際、各特別会計の性格及び予算執行の状況等を踏まえ、事務・事業等について見直しを行うことにより、歳出の効率化・合理化を推進することとする。

7. 上記による要求・要望に当たっては、8 月末日の期限を厳守するものとする。

また、特別の事情により、各経費区分間において所要の調整をせざるを得ない場合には、上記に従って算出される額の合計額の範囲内とする。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求を提出せざるを得ない場合であっても、上記に従って算出される額の範囲内とする。